

賃金アップをお考えの事業主の皆様へ

キャリアアップ助成金賃金規定等改定コースのご案内 ～非正規雇用労働者の処遇改善のための支援～

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

● 助成内容

就業規則又は労働協約に定めるところにより、全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合に助成します。※助成金の活用にあたっては、事前に「**キャリアアップ計画**」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出する必要があります。

※ **利用にあたっての注意点や詳細については、**

福岡労働局

※ 助成額：<>は生産性の向上が認められる場合の額、()は大企業の額

① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定

対象労働者数が1人～3人：95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>)
4人～6人：19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>)
7人～10人：28万5,000円<36万円>(19万円<24万円>)
11人～100人：1人当たり28,500円<36,000円>(19,000円<24,000円>)

② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定

対象労働者数が1人～3人：47,500円<60,000円>(33,250円<42,000円>)
4人～6人：95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>)
7人～10人：14万2,500円<18万円>(95,000円<12万円>)
11人～100人：1人当たり14,250円<18,000円>(9,500円<12,000円>)

☆最賃法第14条及び第19条に定める最低賃金の効力が生じた日以降に賃金規定等を増額した場合、当該最低賃金に達するまでの増額は含めません。

☆中小企業において3%以上増額した場合や「職務評価」の手法の活用により実施した場合は加算があります。

☆生産性の向上が認められる要件については、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。

● 福岡労働局 職業安定部 福岡助成金センター

〒 812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館1F

TEL 092-411-4701 FAX 092-411-4703

窓口取扱時間 平日8:30～17:15

社内賃金水準の底上げをお考えの事業主の皆様へ

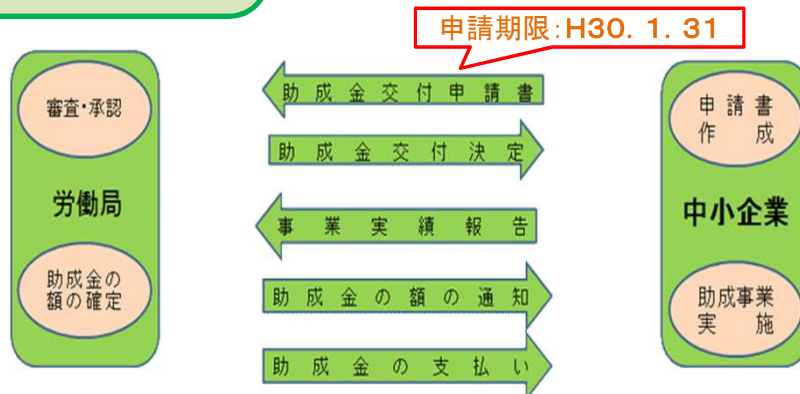
業務改善助成金のご案内

生産性向上のための設備投資等を行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、当該設備投資等の費用の一部を助成します。

※ 利用にあたっての注意点や詳細については、[厚生労働省 業務改善助成金 検索](#)

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
40円以上	7/10 ^(※) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ^(※)) ※生産性要件を満たした場合には3/4 (4/5)	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上		100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場
90円以上		150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上		200万円	

手続の流れ



※ 交付決定以後の、事業場最低賃金の引上げ額に応じた助成(コース選択)となります。(交付申請から交付決定まで通常1か月要します。)

● 福岡労働局 雇用環境・均等部 企画課

〒 812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4F

TEL 092-411-4717 FAX 092-411-4895

窓口取扱時間 平日8:30~17:15